

| NO | カテゴリー | 質問 | 回答 | 関連性の高い申請事項 |
|----|-------|--|--|----------------------------------|
| 1 | 制度 | どのような目的か。 | 令和4年4月から10月の期間において、エネルギー価格高騰の影響により、厳しい経営環境におかれている市内事業者を支援するため、一定額以上のエネルギー経費を要した事業者に対し、支援金を交付します。 | |
| 2 | 制度 | どのような概要か。 | 上半期（4月～10月）におけるエネルギー価格高騰分の一部を補助します。 補助額 4万円～20万円 ※県から原油価格・物価高騰分に対する支援金を受けた（または受ける）場合は、補助額から当該支援額を差し引く（設備投資、別目的の補助金等は除く） | |
| 3 | 制度 | なぜ対象を7万円以上としたか。 | 本事業はエネルギー高騰の影響を大きく受けた事業者支援を目的としています。一般家庭における電力、ガス、ガソリンなどのエネルギー使用量を想定して、これを上回る事業者を対象としています。 | |
| 4 | 制度 | なぜ20万円を上限としたか。 | 昨年度と比較したエネルギー価格の異常な高騰分約2割の約半分の補助としています。 国や県の支援状況、他市の取り組みなども参考にしながら総合的に判断しました。 | |
| 5 | 制度 | 今年度、県から原油価格・物価高騰対策として、高騰分に対する支援を受けた（または受ける）場合も対象か。 | 本支援金額から当該支援額を差し引きます。 後日、併給が発覚した場合は、返還を求めます。なお、設備投資や別目的（原油価格・物価高騰分に対する支援金以外）の支援については併給が可能です。 | 提出書類①、⑦ 申請フォームQ15, 16, 17, 22 |
| 6 | 制度 | 岐阜県の県から原油価格・物価高騰対策として、高騰分に対する支援とは何を指すか。 | （1）岐阜県原油高・物価高騰における地場産業支援金 （2）岐阜県一般公衆浴場燃料価格高騰対策事業支援金 （3）岐阜県地域公共交通燃料価格高騰対策支援金 （4）岐阜県貨物自動車運送事業燃料高騰支援金 （5）岐阜県私立学校光熱費高騰対策交付金 （6）岐阜県医療機関等光熱費高騰対策交付金 | 提出書類⑦ 申請フォームQ15, 16, 22 |
| 7 | 制度 | 国や県が原油価格・物価高騰対策の支援を行っているが、今回、市独自の支援策を講じる理由は。 | 今年度、エネルギー価格の高騰が続いており、事業者からは、価格に転嫁しきれていない、一部値上げに踏み切ったが、それ以上にエネルギー価格が上昇しており利益を圧迫しているなどといった声が様々な業種から寄せられています。 岐阜県では原油高・物価高騰により、特に影響を受けている（一部の）業種の方を対象に支援金等を交付しているが、エネルギー価格の高騰が続いている状況や事業者から追加支援を求める意見が寄せられていることを考慮し、市独自の追加支援策を講じることしました。 | |
| 8 | 制度 | 対象期間を令和4年の4月から10月までとしている理由は。 | 申請を受け付けてから、本年度内に交付・不交付決定、交付手続きを行うために対象期間を定めています。 | |
| 9 | 対象者 | どのような業種が対象か。 | 業種の指定はありません。 全ての業種を対象としています。 | |

| NO | カテゴリー | 質問 | 回答 | 関連性の高い申請事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|--------------------------|-----------------------|---|---|--------------------------|--|-------------------|-----------------|----------------------------------|-------|--------|------|-------|--------|--------|----------|--------|------|----------|-------|--|
| 10 | 対象者 | 対象となる事業者の要件は何か。 | <p>①市内に事業所等がある事業者（大企業は除く。第1次産業に該当する者は法人格を有するものとする。）</p> <p>②市内で現在事業を行い、今後1年以上事業を行う予定である者</p> <p>③4月から10月までのいずれかの月（1ヶ月間）において、事業の実施に要したエネルギーに係る経費の合計額が7万円以上である者 ※エネルギーとは、ガソリン、電気、ガス、灯油、重油、軽油をさす。</p> <p>④市税の滞納がない者</p> <p>⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業受託営業を行う事業者でないこと。</p> <p>⑥政治団体でないこと。</p> <p>⑦宗教上の組織又は団体でないこと。</p> <p>⑧各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号）第3条の3各号のいずれにも該当しない者</p> | 提出書類①、②、③、④、⑥ 申請フォームQ1～9, 11, 17, 18 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 対象者 | 常時使用する従業員とは何を指すか。 | <p>正社員、パート、アルバイトなど様々な雇用形態の方で下記の4つの条件いずれにも当てはまらない方です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日々雇い入れられる者 2. 二か月以内の期間を定めて使用される者 3. 季節的業務に四か月以内の期間を定めて使用される者 4. 試用期間中の者 <p>（参照：労働基準法第20条、第21条）</p> | 提出書類① 申請フォームQ9 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | 対象者 | 大企業とは何か。 | <p>中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当しない者を指します。</p> <table border="1" data-bbox="1010 938 1733 1337"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種</th> <th colspan="2">中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)</th> </tr> <tr> <th>資本金の額または 出資の総額</th> <th>常時使用する 従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④をのぞく）</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>②卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>③サービス業</td> <td>5000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>④小売業</td> <td>5000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> </tbody> </table> | 業種 | 中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと) | | 資本金の額または 出資の総額 | 常時使用する 従業員の数 | ①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④をのぞく） | 3億円以下 | 300人以下 | ②卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 | ③サービス業 | 5000万円以下 | 100人以下 | ④小売業 | 5000万円以下 | 50人以下 | |
| 業種 | 中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 資本金の額または 出資の総額 | 常時使用する 従業員の数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④をのぞく） | 3億円以下 | 300人以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③サービス業 | 5000万円以下 | 100人以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④小売業 | 5000万円以下 | 50人以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | 対象者 | 中小企業基本法に規定されない法人は対象か。 | 市内で事業を行っている事業者であれば対象となります。法人登記事項証明書を提出してください。当該証明書に、今回の支援金の対象となる各務原市内の事業所等が記載されていない場合、市内事業所等が確認できる資料を提出してください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| NO | カテゴリー | 質問 | 回答 | 関連性の高い申請事項 |
|----|-------|---------------------------------------|--|-------------------------|
| 14 | 対象者 | 本店、本社が市外にあり、店舗や営業所が市内にある場合、制度の対象となるか。 | 市内の事業所について対象となります。 法人登記簿事項証明書の写しに市内の事業所住所が記載されていない場合、市内に店舗や営業所があることがわかる書類（決算書やホームページなど）の提出が必要です。 | 提出書類③ 申請フォームQ19 |
| 15 | 対象者 | 個人事業者とは何か。 | 個人で開業している「個人事業主」や「フリーランス」などで、主たる収入を事業所得や雑所得・給与所得で確定申告している方をいいます。 | |
| 16 | 対象者 | 個人事業者で、店舗が各務原市内、住所が市外の場合、制度の対象となるか。 | 市内の事業所について対象となります。逆の場合には対象になりません。 確定申告書や営業許可、開業届など、市内の事業所等住所が分かる書類が必要です。 | 提出書類③ 申請フォームQ19 |
| 17 | 対象者 | 市内に店舗が複数ある場合、店舗分をそれぞれ1件として申請してよいか。 | 1事業者につき1回の申請です。市内に複数の事業所等を持つ場合、市内の事業所等を合計して1回で申請となります。 | 提出書類③ 申請フォームQ19 |
| 18 | 対象者 | 個人の事業と法人を設立して事業をやっているが、両方補助されるか。 | 事業者ごとの補助となるため、個人事業主と法人が独立した別の事業者であり、それぞれが要件を満たせば、個人と法人に補助します。ただし、1つの補助対象設備に対し重複申請することはできません。 | 提出書類③ 申請フォームQ19 |
| 19 | 対象者 | キッチンカーは対象か。 | 法人の場合：主たる事業所が市内にある場合対象です。 個人事業の場合：住民登録住所が市内にある場合対象です。 | 提出書類③ 申請フォームQ19 |
| 20 | 対象者 | 令和4年4月以降に創業した場合、対象となるか。 | 開業日以降の対象期間内においてひと月のエネルギー経費が7万円以上の場合、対象となります。開業日が分かる書類の提出が必要です（法人の場合：法人登記事項証明書 個人事業者等の場合：開業届または営業許可の写しなど）市内の事業所等の住所が記載されていない場合は、市内事業所等の住所が分かる資料を添付してください。 | 提出書類③ 申請フォームQ19 |
| 21 | 対象者 | 任意団体は対象か。 | 対象外となります。 | |
| 22 | 対象者 | 市の指定管理施設事業者は申請可能か。 | 国や地方公共団体が設立・運営する、または設立や運営に関わっている施設に関するエネルギー経費は対象外となります。 | |
| 23 | 経費 | 何が対象となる経費か。 | ガソリン、電気、ガス、灯油、重油及び軽油の6種類です。 | 提出書類②、④ 申請フォームQ13,14 |
| 24 | 経費 | 対象となる経費は、消費税を含んだ額で計上してよいか。 | よいです。 | 提出書類②、④ 申請フォームQ13,14 |
| 25 | 経費 | ひと月あたりの対象となる経費が7万円未満の場合、対象とならないのか。 | 対象となりません。 | |
| 26 | 経費 | 燃料の配達料は対象となるか。 | 対象となりません。燃料そのものの金額のみが経費の対象です。 | |
| 27 | 経費 | 発電設備に係る経費は対象となるか。 | 対象となりません。燃料そのものの金額のみが経費の対象です。 | |
| 28 | 経費 | 産業ガスは対象となるか。 | 対象となりません。LPガスと都市ガスが対象となります。 | |

| NO | カテゴリー | 質問 | 回答 | 関連性の高い申請事項 |
|----|-------|---|--|----------------------------|
| 29 | 経費 | 経費の対象とする月は燃料を使用した月か。あるいは請求があった月、又は支払いを行った月を対象とするのか。 | 支払いを行った月を対象月とみなします。 例① 4月に給油しクレジットカードで支払い、5月に請求引き落とし →5月分のエネルギー使用料とみなす。 例② 4月15日～5月14日までの電気使用量を6月に口座引き落としで支払い →6月分のエネルギー使用料とみなす。 | 提出書類②、④ 申請フォームQ13,14,20 |
| 30 | 経費 | 事業用の車は、自家用車も兼ねていますが、ガソリン代は補助金の対象になるか。 | 事業を営むに必要な車両の燃料費が、補助対象となります。 | 提出書類②、④ 申請フォームQ13,14,20 |
| 31 | 経費 | なぜ1ヶ月分なのか。 | エネルギー価格の高騰により、経営を圧迫している状況下で、事務的な負担を軽減し、事業者へ速やかに給付することに重点を置いているためです。 | 提出書類②、④ 申請フォームQ13,14,20 |
| 32 | 経費 | 自宅で事業を営んでいる場合、電気代等の請求書が一本である場合は、全額を補助対象経費としてみるのか。 | 所得税の確定申告の際、按分により経費の申告をしていると思いますが、同様に、事業に使った費用を一定の割合で分ける「按分（家事按分）」により、申請をしてください。その際、提出書類④に按分率（事業に使用する割合）を明記してください。 | 提出書類②、④ 申請フォームQ13,14,20 |
| 33 | 経費 | 市内に複数の事業所を持つが、すべての事業所のエネルギー経費を合算しなければならないか。 | 市内すべての事業所等のエネルギー経費を合算しなくても今回の支援金の交付上限（20万円）に達する場合は、上限に達する市内事業所分のみの経費資料を提出してください。 市内すべての事業所等のエネルギー経費を合算する必要はありません。 | 提出書類②、④ 申請フォームQ13,14,20 |
| 34 | 経費 | 複数月のエネルギー経費を一括で支払っている場合、どのように申請するべきか。 | 各月の使用料等明細が出ていると思いますので、一番高い経費の月の金額を報告に使用してください。 例) 4～5月のエネルギー使用料を6月に一括で支払った場合 →支払月は6月です。4月分が5月分で高額な方の金額を申請に使用。 | 提出書類②、④ 申請フォームQ13,14,20 |
| 35 | 経費 | 複数月のエネルギー経費を一括で支払っていて、各月の明細がない場合、どのように申請するべきか。 | 合計金額を月数で割って、1か月分の金額としてください。 例) 4～5月のエネルギー使用量を6月に一括で支払った場合 →支払月は6月です。合計金額を2で割った金額を申請に使用してください。 | 提出書類②、④ 申請フォームQ13,14,20 |
| 36 | 経費 | あらかじめまとまった量の灯油を購入し、結果として使用が複数月にまたがった場合、どのように申請するべきか | 全額を支払月におけるエネルギー経費として申請してください。 | 提出書類②、④ 申請フォームQ13,14,20 |
| 37 | 申請 | どのように申請することができるか。 | 郵送による申請と、ウェブ上の申請フォームによる電子申請の二つの方法があります。 | |

| NO | カテゴリー | 質問 | 回答 | 関連性の高い申請事項 |
|----|-------|-------------------------------|---|---------------|
| 38 | 申請 | 郵送での申請手続きはどのように行うか。 | <p>次の書類を「各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金事務局」まで郵送して申請してください。簡易書留など、追跡ができる方法で発送してください。</p> <p>提出書類①申請書兼請求書（様式第1号） 提出書類②実績報告書（様式第2号） 提出書類③申請者・事業所等が確認できる書類（法人は法人登記事項証明書の写し、個人事業者は、本人確認書類の写しとともに、確定申告書、営業許可書の写しなど） 提出書類④エネルギー経費の確認書類（領収書、引き落としが確認できる通帳の写しなど） 提出書類⑤振込先確認書 通帳等の写し（ただし、申請者である法人名義、個人事業主名義） 提出書類⑥誓約書 提出書類⑦要綱第4条第2項に規定する支援金等の支払いを受けたことを示す書類（県等から同趣旨の支援金を受けた場合は金額がわかる書類を添付） 提出書類⑧提出書類チェックシート</p> | 提出書類①～⑧ |
| 39 | 申請 | 電子での申請手続きはどのように行うか。 | <p>紙面での提出書類③に相当する添付ファイル数が3つ以内（各ファイル10MB以下）、かつ提出書類④に相当する添付ファイル数が6つ以内（各ファイル10MB以下）の場合、電子申請を選択できます。</p> <p>紙面での申請手続きで記入が求められる内容を、ウェブ上のフォームに必要事項を入力、添付をする方法での申請となります。</p> | 申請フォームQ19, 20 |
| 40 | 申請 | 郵送での申請とウェブでの電子申請はどちらを選んでよいのか。 | <p>電子申請ができる条件は「電子での申請手続きについて」の回答を参照してください。</p> <p>電子申請ができる条件に当てはまる場合でも、郵送による申請を選択することができます。</p> <p>電子申請ができる条件に当てはまらない場合は郵送で申請してください。</p> | 申請フォームQ19, 20 |
| 41 | 申請 | 電子メールでの申請はできるか。 | <p>電子メールでの申請はできません。</p> <p>事務局のメールアドレスは問合せ専用です。</p> <p>また、今回の支援金の申請件数は多く見込まれています。申請手続きの行き違い等の事故を防ぎ、速やかに交付手続きを進めるためにも、郵送または申請フォームでの申請をお願いいたします。</p> | |
| 42 | 申請 | 持参での申請はできるか。 | <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参での申請は受け付けておりません。</p> <p>また、今回の支援金の申請件数は多く見込まれています。申請手続きの行き違い等の事故を防ぎ、速やかに交付手続きを進めるためにも、郵送または申請フォームでの申請をお願いいたします。</p> | |
| 43 | 申請 | 郵送での申請締切はいつか。 | 令和5年1月31日（火）当日消印有効です。 | |
| 44 | 申請 | 電子申請の締切はいつか。 | 令和5年1月31日（火）23:59です。 | |

| NO | カテゴリー | 質問 | 回答 | 関連性の高い申請事項 |
|----|-------|----------------------------------|---|--------------------|
| 45 | 申請 | 早く申請しないと支援金を受け取ることはできないか。 | 先着順ではありません。対象の要件を満たしている場合、締切日までに申請してください。 | |
| 46 | 申請 | 書き間違えた場合どうすべきか。 | 様式第1号は訂正不可のため、新たに書き直しが必要です。様式第2号や添付を書き間違えた場合は二重線で訂正してください。 | 提出書類① |
| 47 | 申請 | 法人登記事項証明書の写しとは何を指すか。 | 本店の住所の他、各務原市内の事業所等住所、資本金額（資本金の存在する法人の場合）の分かる、3か月以内に発行された記載履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書。当該証明書に、今回の支援金の対象となる各務原市内の事業所等が記載されていない場合、市内事業所等が確認できる資料を提出してください。 | 提出書類③ 申請フォームQ19 |
| 48 | 申請 | なぜ法人登記証明書について3か月以内と指定するのか。 | 各務原市内で事業を実施していることについて、できるだけ新しい資料で確認をとらせていただくため、期間を指定しています。 | |
| 49 | 確定申告書 | 確定申告書はどのようなものを提出すべきか。 | 2021年分以降の最新のものを提出してください。 確定申告書類は、税務署に提出したもの（税務署の收受印又は税理士の署名押印があるもの（2021年4月1日以降に税務署へ提出したものについては税理士の押印がなくても可（署名は必要））の写しを提出してください。 ・電子申告で提出した場合は、受信通知メールの写し（電子申告申請等完了報告書）と申告書（第一表・第二表）の写しの2点を提出してください。 ・原則として、期限内申告したものの写しを提出してください。 ・確定申告書の写しを提出いただく際は、マイナンバー記載欄を黒塗りしてください。 | 提出書類③ 申請フォームQ19 |
| 50 | 確定申告書 | 確定申告書はどの部分の写しを提出すべきか。 | ・所得税確定申告書B（第一表）の写し ・青色申告の場合は、青色申告決算書（1枚目及び2枚目）の写し ・白色申告の場合は、収支内訳書（1枚目及び2枚目）の写し | 提出書類③ 申請フォームQ19 |
| 51 | 領収書 | エネルギー使用料は何をもって確認するのか。 | エネルギー（ガソリン、電気、ガス、灯油、重油、軽油）の領収書や請求書の写しで確認します。 | 提出書類④ 申請フォームQ20 |
| 52 | 領収書 | クレジットカードで支払った経費も対象となるか。 | 対象となります。ただし、その場合には領収書とクレジットカードで支払った履歴がわかる明細及び対象経費の引き落としが確認できる通帳の写しを添付してください。 | 提出書類④ 申請フォームQ20 |
| 53 | 領収書 | 領収書の名義は必要か。 | 法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は屋号又は代表の個人名が記載されていることが必要です。 | 提出書類④ 申請フォームQ20 |
| 54 | 領収書 | レシートには宛名が記載されていないがどうしたらよいか。 | そのような場合には原本に宛名を記載し、写しを提出してください。 | 提出書類④ 申請フォームQ20 |
| 55 | 領収書 | 領収書等、使用した経費を確認できる書類がない場合、申請できるか。 | 事業所で使用した燃料であり、使用費がわかる根拠資料が必要です。根拠資料のない燃料費については、対象外となります。領収書等を紛失された場合には再発行を依頼してください。領収書等で支出が確認できない場合には交付できません。 | 提出書類④ 申請フォームQ20 |

| NO | カテゴリー | 質問 | 回答 | 関連性の高い申請事項 |
|----|-------|-----------------------------------|---|--------------------|
| 56 | 領収書 | 引き落としの場合、領収書が無いがどうしたらよいか。 | 通帳（引き落とし金額の分かる箇所）の写しと、その金額の明細書（請求書等）の写しを提出してください。 | 提出書類④ 申請フォームQ20 |
| 57 | 領収書 | 電気料金の領収書について、口座引き落としの場合はどうしたらよいか。 | 電気料金については、口座引き落としされたことがわかる通帳の該当ページの写しと検針票やホームページなどの該当月にいくら支払ったかわかる書類を添付してください。 | 提出書類④ 申請フォームQ20 |
| 58 | 交付 | いつ頃振り込まれるか。 | 申請書を受け付けてから順次振り込みをします。通常、概ね1か月程度を予定していますが、申請件数が混雑している場合や、書類に不備がある場合には支給が遅れる場合があります。 | |
| 59 | その他 | 交付された支援金は所得として計上する必要があるか。 | 本支援金は所得税の課税対象（一般事業所得・雑収入）となります。なお、消費税は不課税です。 | |